

2012 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 182 号条約ダイレトリクエスト（抄）
（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 1999 年（第 182 号条約）
（日本批准：2001 年）

第 6 条。最悪の形態の児童労働を解消するための行動計画。子ども・若者ビジョン。

委員会は政府に対して、児童ポルノと闘うための対策を講じ続けるよう要請する。また政府に対して、特定された児童ポルノの件数および回復した児童ポルノの被害者児童の人数に関する統計を含めて、児童ポルノ排除総合対策の実施後に得られた結果に関する情報の提供を続けることも要請する。

報告書書式のパート V。条約の実際的な適用。

委員会は政府に対して、最悪の形態の児童労働の性質、程度および傾向、ならびに報告された侵害、調査、起訴、有罪判決と科された罰則の件数と性質に関する情報提供を続けるよう要請する。